

## 横浜市附属機関委員への女性の参画推進要綱

制 定 平成24年3月28日市男女第776号（局長決裁）

最近改正 令和6年3月29日政男女第349号（局長決裁）

### （目的）

第1条 この要綱は、男女が政策・方針決定過程に積極的に参画し、多様な意思が社会の政策・方針決定に公平・公正に反映され、均等に利益を享受できるよう、横浜市の附属機関委員に関する目標、選任事務等について定め、横浜市附属機関委員への女性の参画を推進することを目的とする。

### （対象）

第2条 この要綱において「附属機関」とは、横浜市附属機関の設置及び運営に関する要綱（平成24年3月14日総し第311号、以下「附属機関設置運営要綱」という。）第2条に規定する附属機関をいう。

### （目標）

第3条 附属機関への女性の参画推進における、本市の目標は次に掲げるとおりとする。

#### （1）市全体の目標

- ア 附属機関委員に占める男女の割合について均衡を図ること。
- イ 女性委員のいない附属機関の数を0とすること。

#### （2）各附属機関の目標

- 附属機関委員の女性の割合が40%を下回らないこと。  
ただし、委員数3名以下の附属機関にあってはこの限りではない。

### （選任事務）

第4条 各区局統括本部長は、その所管に属する附属機関委員の選任事務に当たっては、前条第2号に掲げる目標が達成できるよう積極的な取組に努めるものとする。

2 政策経営局男女共同参画推進課（以下「男女共同参画推進課」という。）及び附属機関委員の選任事務を行う課（以下「所管課」という。）は、次の各号に掲げる取組を行うものとする。

#### （1）所管課は、附属機関の設置（以下「設置」という。）又は全ての附属機関委員の任期満了により新たに委員の選任（以下「一斉改選」という。）を行う際は、「行動計画書」（第1号様式）を、政策経営局長に提出する。

ただし、附属機関委員の委嘱期間が一律でない又は附属機関委員の任期を定めていない附属機関にあっては、所管課は、男女共同参画推進課と協議の上、「行動計画書」の基準となる日及び提出時期を定めるものとする。

#### （2）所管課は、附属機関委員の解嘱等により新たに委員の選任（以下「一部改選」という。）を行う際、当該委員の選任により女性委員の割合が前号の「行動計画書」に記載する現状値を下回る場合には、「女性委員割合減少に伴う理由書」（第2号様式）を、男女共同参画推進課に提出する。

- (3) 「行動計画書」及び「女性委員割合減少に伴う理由書」の提出を行う時期は、附属機関設置運営要綱第7条第1項又は第2項に規定する調整を行う前とする。
- (4) 男女共同参画推進課は、附属機関委員への女性の参画推進に必要な情報の提供及び助言を行うものとし、所管課はこれらの情報の提供及び助言を参考に、女性の参画推進に努めるものとする。

(報告)

第5条 政策経営局長は、第3条第2号に掲げる目標の達成状況について、男女共同参画推進会議及び情報共有推進会議に報告する。

- 2 男女共同参画推進会議等において、第3条の目標の達成のために必要な対策について検討するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施に必要な事項は、政策経営局長が定める。

附 則(平成24年3月28日市男女第776号、平成23年3月14日市男女第833号を全部改正)  
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月23日市男女第539号、局長決裁)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日政男女第462号、局長決裁)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和3年8月6日政男女第190号、局長決裁)

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則(令和4年7月15日政男女第144号、局長決裁)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

(初回行動計画書の作成)

- 3 この要綱による改正後の横浜市附属機関委員への女性の参画推進要綱第4条第1号及び第3号の規定にかかわらず、令和4年8月1日時点で附属機関委員を委嘱している所管課においては、令和4年8月1日を基準として、行動計画書を作成し、政策局長に提出するものとする。

ただし、附属機関委員の委嘱期間が一律でない又は附属機関委員の任期を定めていない附属機関並びに令和4年8月1日時点で附属機関委員を委嘱していない附属機関においては、所管課は、男女共同参画推進課と協議の上、行動計画書を作成し、政策局長に提出するものとする。

附 則(令和6年3月29日政男女第349号、局長決裁)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条第2項第1号）

行動計画書

政策経営局長

年 月 日  
長

附属機関の名称			
委員の委嘱期間 <sup>※1</sup>	年 月 日 ~ 年 月 日		
所管課名	区・局 課		

	前回行動計画書で定めた目標 <sup>※2</sup>	委嘱人数 <sup>※1</sup>	次期一斉改選時の目標 <sup>※3</sup>
女性	人	人	人
男性	人	人	人
合計	人	人	人
女性割合	%	%	%

※1 設置又は一斉改選により委嘱する期間・人数を記載すること

※2 行動計画書を初めて作成する場合は空欄とすること

※3 指定管理者選定評価委員会については、女性割合40%以上とすること

目標達成に向けた課題と具体的な取組内容	
---------------------	--

担当

電話

## 女性委員割合減少に伴う理由書

年 月 日

附属機関の名称			
現委員の委嘱期間	年 月 日	～	年 月 日
所管課名	区・局		課

	一部改選前の委員数	一部改選後の委員数	次期一斉改選時の目標※
女性	人	人	人
男性	人	人	人
合計	人	人	人
女性割合	%	%	%

※ 上記委嘱期間に該当する行動計画書で定めた「次期一斉改選時の目標」  
を記入すること

女性委員割合が 減少した理由等	
目標達成に向けた <u>具体的な取組内容</u>	

担当

電話